

令和4年9月1日 新潟県人権施策推進懇談会議事録

1 開催概要

- (1) 日時 令和4年9月1日(木) 午後2時00分から午後3時48分まで
- (2) 場所 新潟県庁 行政庁舎5階 504会議室
- (3) 出席者 委員10名

2 議事要旨

- (1) 事務局説明
資料説明
- (2) 意見交換

(教育)

- ヤングケアラーについて、国や県は実態調査を抽出で実施しそれなりの数値が示されたが、各学校ごとの実態調査を行うことは、家庭内の環境に踏み込むことから容易ではない。
妙高市では、教育委員会が作成した指導案による「子どもの人権」に係る課題の1つとして授業で取り上げ、振り返りシートへの記入により実態を把握することとした。そのような状況にある子どもたちをいち早く把握することが大切だと考えている。
- 高校入試の要綱は日本語がわかる人でも難しい場合があり、外国籍の住民であれば本当に読むのが大変である。どのような書類が必要なのかとか、何を書けばいいのかも分からない。さらに、手書きする必要があることも言葉のハンデを助長するので制度を改善してもらいたい。
- 2023年度から高等学校で日本語指導を「特別の教育課程」として実施する学校教育法施行規則が改訂された。海外帰国者等特別入試があり、学ぶ機会はかなり保障されてきてはいるが、高校3年間は、教育課程の最後でまとまって語学教育を受けられるチャンスであるので、早急に日本語指導を実施してもらいたい。
- 県の人権教育においては「感性や態度」の涵養が主眼となっている。差別を許さない「感性や態度」の涵養は大変重要だが、他方で、どんな人権が侵害されているかを指摘できる認識や思考の育成も求められる。そのためには、具体的にどんな人権があるのか学んだり、人権を行使し、また侵害を防ぐことのできる教育実践の開発や、日常中での人権侵害を具体的に指摘できる人権教育を推進していくことが求められる。
- 「取組計画」の中に、植物を育てる事業があるが、こうした事業が実際に「障壁」を取り去ることとどのように関わるのか検討してほしい。
- ジェンダーやSOGI(ソジ、性的指向・性自認)に関しては、学校教員の影響が大きいことから、教員研修では、学校教育制度や教員の教育実践や言動が、性差別であるとかSOGI差別を生んだり許容したりしていることを理解できる、あるいは、教育実践や制度に変更を迫るような取り組みを求めたい。
- 生徒は小学校のころからタブレットを活用しており、自分から見るとうらやましいのだが、人権侵害の弊害も生じていることから、正しい利用方法を指導していく必要性も感じている

(女性)

- 資料3「取組実績」の分野別人権施策の推進の「女性」のセクションで、特に「性別による固定的

な役割分担意識の解消」に力点が置かれている。大変重要なことではあるが、他方で、この文章には「性差別」という言葉がない。制度が生み出す性に基づく差別への認識の弱さが見て取れる。そのことは、たとえば、女性の活躍推進事業として女性の「やる気」を引き出す事業に見てとれる。

確かに女性が昇進に対して後ろ向きであるという調査結果も示されているし、女性への意識づけとか女性への支援は大変重要と思うが、他方で、職場でのさまざまな慣行が女性に対してどのような障害になっているのかを職場自体が分析し理解できるような仕組みを支援するような事業が求められるのではないかと。

- 日本の男女共同参画は、少しずつ進展してきていると認識しているが、2022年に世界経済フォーラムが発表した世界の男女格差の状況を示すジェンダーギャップ指数において、日本は146か国中116位という低い状況にあり、最近はずっとこういう状況が続いている。G7の比較で見ると、15年前からの比較のグラフがあり、日本は一番低い状況が続いていて多少右上がりという程度。イタリアやフランスは、15年前は日本と同じくらいだったが、その後かなり状況が進んできている。
- 国政調査の新潟県の結果を見ると、一昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大によりジェンダー不平等の実態が明らかになっており、新型コロナウイルス感染症拡大は、女性への影響が深刻であり、女性の就業が多いサービス業、とりわけ飲食・宿泊業等が強く影響を受けている。また、半分以上の女性の就労者は非正規労働者であり、雇用情勢が悪化している。女性の貧困化等がますます広がっていることは新聞等で報道されているが、厳しい状況に追い込まれている方が多いという状況である。
- 県女性財団では、これまでの啓発事業やセミナーなどの人材育成事業に加え、今年度から男女平等推進相談室の運営や男女共同参画を推進する企業を応援する「ハッピーパートナー企業」の登録事務も行っている。困難を抱えている女性からの相談もある。今後も丁寧に相談に応じていく。

(子ども・若者)

- 乳幼児に対する虐待や放置等による死亡の事件が報道等で見受けられる。国の社会保障審議会での統計によれば一年間に50人、多い時では100人を超える子どもが亡くなっている。新型コロナウイルス感染症が子どもの養育を行っている保護者に影響を与えるなど、家族や親子の関係が社会状況の影響を受けて変化しているからではないかと考えている。
- また新型コロナウイルス感染症の流行下において、家族内の密接な状況からくる10歳代後半の子どもたちの家出や相談の件数が増えてきている。一時保護の場合は、身柄を家から離して生活させることになるが、10代になると自分の考えが出てくる。もはや児童福祉法の中だけで抱えられる状況ではないと考えている。
- 成人年齢の変更について、今後契約や金銭トラブルの問題など注視していきたいと考えている。
- ヤングケアラーへの対応について今回県の予算にも盛り込まれているが、児童相談所が、家事労働、面倒を見させる、ネグレクトや虐待などの状況を押さえていくことが重要。昔は「家族の中のことだから家族の誰かが負担しないといけない」という考え方もあったのかもしれないが、少子化社会の中では、子どもの心身の成長に与える影響を無視することはできない。親戚関係、地域や御近所関係も頼れないという状況の中で起きている問題と受け止めるべきである。
- 親子や家族の孤独については、過疎地でも、市街地でも孤立はありうるので、注意してみたいかかないといけない。新潟県は平成の大合併により市が大きくなったが、旧市町村単位でみていくと、子どもが少ない地区もある。子どもいない地区だから子どもに関わる問題は考えなくてよい、ということではなくて、やがて成長した大人が戻って子育てをできる地区にしないといけない。子どもの健全育成に係る施策はどのような場所でも重要なのである。

- 貧困、子育て、労働といった親子に係る問題についても、人権課題として捉えて取組を行ってほしい。
- 年々増加・複雑化する児童や家庭の問題（子どもの貧困、虐待、自殺、いじめ、ヤングケアラー、施設退所者への対応等）に対して、困難なケースであればあるほど人権を脅かす課題を抱えていることが多いのにも関わらず、包括的・重層的な相談支援体制が不十分であり、充実化が必要である。
- 「ヤングケアラー」や「若者ケアラー」の問題について、特に「ヤングケアラー」については、子どもの人権問題として大きな問題となっており、本基本指針においてもなんらかの形で触れておくべきであると考えられる。

（高齢者）

- 新型コロナウイルス感染拡大による影響で、高齢者や障害者が利用する福祉施設や医療機関において、面会制限や外出制限が継続してかかっている。また、ボランティア等の外部者の出入りも制限されているため、施設等の内部の状況が第三者から見えにくくなっている。また、職員等も感染（予防）対応を第一としているため、利用者や家族に対して日常生活上の制約を強いられる場面もあり、権利侵害が起きやすい状況にあると考えられる。
- このことは施設等に限らず、在宅で生活をされていて、何らかの福祉的支援を必要とする方々においても、コロナ禍の影響による経済的困窮等の生活の変化に対して、アウトリーチによる状況把握（直接訪問や面接）に制約があったり、当事者からの申し出もしにくかったりする状況から権利が損なわれた状態が継続していることも考えられる。
- 権利擁護の取り組み推進のための成年後見利用促進法が施行されているが、県内においてその実施計画となる利用促進の基本計画を策定している市町村が少なく、また策定に向けて積極的に検討している市町村も少ないと思われる。

（障害者）

- 新型コロナウイルスに感染し、行政から食料や抗原検査キットなどの提供を受ける場合、全盲でかつ単身の方は支給された物が判別できない、という訴えが来ている。感染予防の観点は大切だが、使い方や何が支給されたのか判別ができるよう合理的配慮が必要だったのではないかと考えられる。
- 盲導犬ユーザーが飲食店を利用しようとする際に、同伴を拒否されたという事例があると聞いており、まだまだ件数が多いと思われる。盲導犬ユーザーにとって盲導犬は不可欠の存在であり、入店を拒否するのはユーザーに対する権利侵害に該当すると考えられるのでこの点は重要だと思っている。
- 新型コロナの関係である病院に発熱外来ができた際に、元々障害者用の駐車スペースだった場所が、発熱外来用の駐車スペースとされたケースがあった。その際、障害者用の駐車スペースが遠くに移設されたため、ある障害者の方は雨でずぶ濡れになってしまった。発熱患者を一定程度優遇する必要はあるのかもしれないが、障害者に対する人権侵害の問題として考えていかなければならない。
- 障害者差別解消法が改正されて、民間事業者に合理的配慮義務が規定されたが、この点についての啓発がまだ不足しているし、全県に救済制度をきちんと設けることが重要。建設的な話し合いができる態勢を整えて、合理的配慮がなされるよう推進していくことが大切である。
- 新型コロナ感染予防のため、非接触を重視するあまりコミュニケーションが失われたり、本来受けられるサービスが受けられなかったりという状況がある。新型コロナ対策に当たっては、障害者の権利擁護、人権擁護とのバランスをとっていく必要があると考える。
- 長岡市のコロニー白岩の里において、1日20時間以上の長時間に亘り施錠された部屋で閉じ込め

られている状況だと新潟日報で報道された。対象は知的障害のある方であり、中には 10 年以上の長期間に亘り拘束が行われているケースがある、というものであった。

障害者の行動の自由を不当に侵害する事案と認識しており、県も重大な人権侵害事例として、認識すべきと考えるが、報道によると、県は、国の指針に沿っているので問題はないとの説明をされていると聞いている。そもそも理由にはなっていないし、国の基準がそもそも間違っていることがあるわけだから、県としてきちんと取り組むべきであると考えている。

今回は報道からだったが、県は今回の事例について、県民の知る権利に資するよう、報道機関を通じてきちんと発表し、この事例についてきちんとした人権対策をすべきと考えている。

- 視覚障害者を支援する NPO 法人の理事を務めており、施設に通うための移動支援、同行援護という公的なサービスを実施する事業者が慢性的に不足しており、地域によって利用者があつたり、なかったり、地域格差が大きい。また、目的地まで同行したガイドヘルパーさんが事業所に戻ることを考えて遠方に行きたがらないという実態もあり、制度上の盲点や欠陥になっているのではないか。

このような状況について、新潟市にも陳情をしているが、認めていただけないという状況であり、市も県も含めてどのように調査し、是正していくのかということを考えていただきたい。

- 当事者の方が長年に亘り総合学習やボランティア講座等で多くの子どもたちや大人たちに話をしたり、交流を重ねてきた成果が確実にできていると感じる。以前は、障害者が電車に乗っているのを見て違う車両に移動した人がいたとかいうことがあったが、今ではそういうことも聞かなくなった。
- 当事者の中には、人前で話すのに不慣れな方もいる。ぜひそのような方々を応援して、良い場を作るきっかけとなる事業があるとよいと考える。極端な話をすれば、当日も応援してくれるような事業を進めていただけると、より多くの当事者の方々が、成長し、良い結果が生まれていく。
- 一方で、未だに当事者が見下されていると感じるケースもある。最近ある視覚障害の方が、大雨で玄関先に座っていたところ、沢山の車や人が通る気配はあるのに、誰一人声をかけてくれず大変ショックを受けていた。やはり啓発というのは地道に時間をかけていかないといけないと感じた。

(同和問題)

- 全国部落調査一覧がインターネット上で掲載され、好きなように結婚差別してください、身元調査してくださいという状況である。上越市、新発田市、村上市、胎内市などの首長や教育長、意見書を採択した新発田市議会議長が法務局に行って、国の法体系の不十分さや差別の現状を訴えて、市民に代わって、なんとしても削除してもらいたいと訴えている。
- 県は、モニタリングをやっているとは言いが、しっかりと受け止めて国に働きかけるとか、法務局に働きかけるとかがなんらなされていない。県は、人ごとのようで見えぬふりをしている。私は今回人権キャラバンで 30 市町村を回ったが、県がもう少ししっかりして、インターネット上の差別的書込みを捕捉する方法を含めて、もう少し全体のレベルを上げるよう市町村との連携を強化してもらいたいとの声を私が回った市町村からいただいた。
- 部落差別解消推進法が 2016 年に施行され 6 年経過し、この間他県では市町村を含めて矢継ぎ早に人権条例が制定されているにも関わらず、ただ新潟県内ではこの 6 月に胎内市が、上越、新発田に続けて制定したのみである。こういう機運を県がもう少し応援しながら、リーダーシップを取っていくことが求められている。全国部落調査一覧がインターネット上で掲載され差別が拡散されていることを深刻に受け止めるという状況になっていない。
- 県北豪雨災害で大変な被害が発生し、私もお盆返上でボランティアとして手伝っている。被害の復旧に代々多額の借金を重ねざるを得ないという状況に憤りを感じるとともに災害のなかで問題が一

気に噴出している状況があることを受け止めていただきたい。

(外国人)

- 技能実習生制度について問題が指摘されて久しいが、私が外国人の相談を担当している中では技能実習生に関する相談は入ってこないし、実態がわからない。問題が表面化しないのは、問題がないのか隠されているのかがわからないので、中立的な組織による実態調査を行ってほしい。人権侵害が実際に起こった制度については、制度ごと見直していく必要があるのではないかと考えている。
- 外国人住人に向けての多言語化は大事だが、すぐに進めるのは難しいので、多言語化と並行してやさしい日本語による情報発信、アクセシビリティの向上に努めていただきたい。具体的には、日本語が母語である人がわかりやすい言葉で話したり、行政がわかりやすい日本語を使って情報を出していくという形で施策を進めてほしい。
- 医療通訳者や手話通訳者も十分な数がいらないと思われるので養成に力を入れる必要がある。
- 外国にルーツがある方が高齢化しており、その方の課題するために多職種が連携する取組を行っているが、このような事業が広まってほしい。

(新潟水俣病被害者)

- 環境と人間のふれあい館は、別の名前は水俣病資料館であり、水俣病についての正しい知識を習得していただくため活動を行っている。今年度も、資料の最後のところで、重点事項として新潟水俣病の教訓を生かす取組として掲載をさせていただいているが、新潟水俣病患者への偏見や差別といった人権侵害が今までずっと行われていて、今でも行われていることや、正しく水俣病というものを理解していただき、偏見や差別を解消していくことを目的として取り組んでいる。
- 新型コロナウイルスが流行下で当館を利用いただく機会が減っている。当事者が直接語る語り部の口演を聞くのが子どもたちに一番よい影響があると思っているが、新型コロナ流行下で、当事者である語り部がご高齢ということもあり、対応が難しかったが、少しずつ再開している。
- 生徒が当館を訪問する場合、移動や準備などで一日つぶれてしまい訪問しにくい状況があるので、我々が学校を訪問し、語り部の口演を記録したDVDを見せながら説明する取組も進めている。本日は教育委員会の担当者の方もいらっしゃっているので、ご協力いただきながら、当館をよりご利用いただけるよう取り組んでいきたい。

(感染症患者等)

- 水俣病患者等への偏見や差別は、正しい知識がなかったことに起因しており、その普及のために様々な取組を行っているが、今回新型コロナ感染症が発生した際に、新潟水俣病での教訓が生かされず、新潟水俣病患者発生時と全く同じような構図で人権侵害が発生したことは、非常に残念である。

(性的指向・性自認)

- 性の多様性の問題は、特定の人のだけの問題ではなくて、すべての人が性に関して何らかの属性を持っているという観点から、SOGI という用語が使われるようになっており、性のあり方が全ての人の人権に関わる事柄であるという認識に移ってきたということが言える。
- 国際的には、2006年に国連人権理事会が、いわゆるジョクジャカルタ原則の中で、SOGIによる差別は人権侵害だということ、既存の国際人権に関連する規程が性的指向や性自認についてもそのまま

適用可能であるとして、国や国際機関の法的義務を示した。また、2011年「性的指向・性自認と人権に関する決議」(SOGI 決議) が採択され、SOGI を理由とした暴力や差別は解決すべき人権課題と位置付けられた。

- 日本は上記の国連施策に賛同する立場をとっているが、SOGI を理由とした差別禁止などの法的措置、防止措置が十分ではないことから、国連諸機関から改善勧告を受けている。具体的には、性的指向及び性自認を含む包括的差別禁止法の制定や実効的・適切な被害救済の実現などに関する勧告を受けており、また、LGBTI の雇用、住宅供給、社会保障、健康、教育などに関する差別への懸念も表明されている。
- 日本には性的指向・性自認に関して、犯罪化したり、迫害や暴力の対象としたりする法律はなく、また、同性愛を犯罪とする法律はなく処罰を行ったりすることはない。
他方、「性的指向・性自認」を理由とした差別を禁止する法律や、それを理由に受けた不利益を積極的に解消したり、差別を受けた人を支援したり保護したりする法律、また、「性的指向・性自認」を理由とした差別やハラスメントに対する予防を含む措置や配慮などを求める法律が制定されていない。
先ほどの人権教育・啓発推進基本指針の実施状況報告の4ページにもあったおり、「性的少数者(LGBT) 理解増進法案」は2021年に国会提出が見送られた。
- 日本では、性的指向・性自認に関わる人権のみならず、あらゆる人権に関して、日本では、意識啓発にとどまりがちな傾向にある。LGBT の人は大変なんだとか、LGBT の人たちに対して思いやりをもちたいと思いましたが、といったような感想を引き出すだけの教育活動や啓発活動では不十分である。
差別や人権侵害によって生み出されている社会的弱者の存在を変えずに、その存在を思いやるというのではなく、弱者を生み出さないための社会的制度の変更や具体的な施策づくり、市民の側では、差別や人権侵害を具体的に指摘できる理解や思考が求められるように思う。

(その他)

- コロナの発生で、啓発事業をリアルで開催できなくなった一方、オンラインなど様々な媒体を使って啓発をする工夫がされている。さきほどの部落問題の講演会の参加者が300人ということだが、リアルで300人を超す参加者がいるイベントはなかなかない。コロナが終息後もオンラインメディアの利用を積極的に進められたい。
- 新型コロナ感染症による収入減少や失職された方が利用する緊急貸付は、昨年、一昨年に比べれば件数はずいぶん減ったが、未だに市内で500件以上の相談があり200人近い方に貸付を行っている。
また、子どもが濃厚接触者・感染者になったとして自宅待機し、その繰り返しの中で退職を余儀なくされたという方もいらっしゃる。
- 若い人の中には感染したとしても報告をせずにやり過ごす人がいるという話を聞いている。軽症だから、という意識があるのかもしれないが、モラルの低下を感じざるを得ず、他人の人権を尊重する基盤が揺らいでいる人もいるのかと思っている。
- 最近考えるのは、実際の相談に至らない方々をどうやって応援、支援していくかということである。助けを求められない、心理的に助けを求めようとは思わない方などいろんなケースがある。訪問するだけではなく、例えばネットを使ってつながる仕組みがあると良いと感じる。
- 差別や人権侵害によって生み出されている社会的弱者の存在を変えずに、その存在を思いやるというのではなく、弱者を生み出さないための社会的制度の変更や具体的な施策づくり、市民の側では、差別や人権侵害を具体的に指摘できる理解や思考が求められるように思っています。
- あらゆる組織・領域の中で、力のある者が立場の弱いものを支配する構造に支えられ、その構造を

維持するための道具でもある「ハラスメント」に関する研修を求めたい。取組計画の中では、ざっと見たところハラスメント研修というものがなかったと思う。改正労働施策総合推進法でハラスメント防止が義務化されたので言及する必要はないとの認識が背景にあるのかもしれないが、このような研修が必要であると考え指摘させていただく。

- 昨年 12 月に、各委員の意見を林座長から取りまとめていただいて意見書を出したわけだが、それに対して県がどのように取組を進めてきたのかという表明が、私としてはあるべきでだと思う。

本日の論議で課題が浮き彫りになってきたが、私にしてみれば県にやる気がないので全然前に進んでいかないのではないかと感じている。各委員が努力して意見調整の上、満場一致で意見書が知事に提出されたと認識している。県が、聞き置くだけの会、として位置付けているのであれば、あまり活かす意味もないのかもしれないが、私は県から渡された資料を見て見ますと、多くのところで前進しているとは感じない。

- 私が今日特に言いたいのは、県職員の研修が全くできていないというところに深刻な問題があると感じる。県福祉保健部のセクションの一つであるコロニー白岩の里について、人権が守られていないとの新潟日報に記事が出たと冒頭ご指摘があったが、私もこの問題に取り組んできた一人でもあって、県が所管する施設でこのような問題が発生し、十何年間も放置されてきた。新潟日報の記事には、施錠をしなくても対応ができていたという北区の施設の事例も載せてあって、とても恥ずかしい話だと思うのだが、そのような感覚は県にはないのだろう。ここでは 18 人の障害者の皆さんが人権を蹂躪されていると伝えられているわけだが、大勢の職員が見ているのに、労働組合もあるのに、みんな差別を容認している。気が付かないわけですから。それを疑問と感じないという意識も不自然だし、同意書を取っているからといって許される話ではないわけであり、県自体が人権侵害を容認しているという現実に対して、私は、少なくともこの懇談会として当然真剣に受けとめて、職員の研修をいかに進められてこなかったのか、教育とか研修や啓発が新潟県では全く取り組まれてこなかったから、県民の人権に関する意識調査にしても、教員意識調査にしても、県が調査している調査書で課題が浮き彫りになっている。いろいろな施策は必要だろうが、まずもって問題なのは、職員が差別や人権侵害に気づいていないことである。新潟県の人権施策は、職員研修からしか始まらない。

- コロナ禍、大震災など社会情勢が変化する度に、新たな人権侵害が繰り返されている。この原因の一つとして、私たちの心の中の無意識の偏見、自分では気付かない差別意識があるのではないかと思う。このことに一人一人が気付き一つ一つなくしていくことが大切であると思っている。

- 新聞、テレビ、ラジオや SNS を含むインターネットなど多様な媒体を活用し、啓発活動を展開していると感じる。様々な広報、各種の研修会や講習会等を開催しており、一定の評価はできるが、本県の人権状況に関するアンケート結果を見ると、なお一層の施策の充実を望みたい。

また、新型コロナウイルス感染症やインターネットや SNS 上での誹謗中傷、性的指向・性自認といった問題に対しても迅速に取り組んでいるが、なお一層取組が必要である。

- 例えば、職員研修について、今の人権啓発室で、全体の職員研修の中に人権の課題を位置付けて各課で実践をさせるという権限があるとは思えない。ここでいろいろな論議をしても、人事課なり人事委員会なりがこういう場に出てきていただいて受け止めて帰ってもらわないと。

今年度の機構改革で変わったのは女性政策担当部署だけだった。女性政策は大事だが、女性政策だけではなくて、他の人権課題、障害者の問題も大事な問題だと思っている。人権全体を総合的な部署に位置付けて、全体の職員の研修に横串を入れられる部署にしないといけないと意見を出しており、それが満場一致で、座長に意見書としてまとめ上げてもらって知事に出してある。

人権課題というのは普遍的な課題であり、新潟県にとっても重要なものだと思っているので、きつ

い言い方で悪いのかもしれないが論議がみんなにわかるような形でキャッチボールができたり、施策に反映されたり、実現する委員会であってほしいと要望したい。

- 委員の皆さんは本当に忙しい中論議をしっかりとしていただいて、事前に資料を読みこむなど準備し、周辺の事柄についても検討されている。新潟県の人権施策についての一定の方針について論議するためにこの懇談会があるので、論議している委員さんの議論は格調が高く、最も大事なこと、対応が急がれる事柄が多く提案されていると思うが、それに比べて、事務局なり新潟県自体がどうも少しずれているというか、あまり重要度がないような感じを受けてしまうので、この論議をしっかりと上にふくめて反映できるようなものとして扱っていただきたいということを強く申し入れたい。話を聞き置くだけでは意味がなく、徒労終わるのでしっかりとうけとめていただきたい。
- 資料1の人権教育啓発・推進基本指針は、第二次改訂版（2021年6月）とあるが、私の記憶違いかもしれないが、このような記載だったのかなという部分がある。具体的には、文言とか、古い統計が掲載されていたりするところなどがあるように思う。
- 資料1の人権教育啓発・推進基本指針について、改定の計画をしているわけではありませんが、ここはおかしいので直した方がよい、というご意見があれば、県への提案としてそれを意見書に入れることは十分可能だと理解している。

以上